

海南市キャッシュレス決済導入助成金交付要綱

令和4年3月31日

海南市告示第54号

改正 令和4年11月11日告示第170号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、市内に実店舗をもつ中小企業者等のキャッシュレス決済の導入を促進し、地域経済の活性化に資するため、予算の範囲内において新たにキャッシュレス決済を導入する費用の助成金を交付することに関し、海南市補助金等交付規則（平成17年海南市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び特定非営利活動法人その他の事業者をいう。
- (2) キャッシュレス決済 クレジットカード決済、デビットカード決済、電子マネー決済、QRバーコード決済その他の現金によらない決済方式をいう。ただし、事業者間決済を除く。

(対象者)

第3条 助成金の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に店舗を有する中小企業者等
- (2) 市内店舗で対面決済を行う飲食業、宿泊業、サービス業又は小売業等の事業者
- (3) 令和4年4月1日から令和5年1月31日までの期間に新たにキャッシュレス決済を導入した者（追加導入を除く。）
- (4) キャッシュレス決済導入後、当該キャッシュレス決済方法での対面決済を継続的に行う意思がある者
- (5) 前年度までの市税（国民健康保険税を除く。）を完納していること
- (6) 海南市暴力団排除条例（平成23年海南市条例第14号）第2条第1号又は第2号にそれぞれ規定する暴力団若しくは暴力団員又はその関係者でないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな
いものとする。

- (1) 公共団体
- (2) 性風俗店
- (3) 政治団体
- (4) 宗教団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする者
(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1事業者につき5万円とする。

(交付の申請)

第5条 助成金を受けようとする者は、キャッシュレス決済導入後、海南省キャッ
シュレス決済導入助成金交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しな
ければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) キャッシュレス決済の手続きを完了した日がわかる書類
- (3) キャッシュレス決済端末等の配置状況がわかる資料
- (4) 市内で店舗を運営していることを証明する書類
- (5) 市内の店舗の位置図
- (6) 前年度までの市税（国民健康保険税を除く。）の完納証明書
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が必要とするもの

3 前項第6号に規定する書類については、市が納付状況を確認できる場合は、添
付を省略できるものとする。

(申請期間)

第6条 助成金の申請期間は、令和4年5月9日から令和5年2月28日までとする。

(交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助
成金の交付の可否を決定し、助成金交付決定通知書又は助成金不交付決定通知書
により、申請者に通知する。

(交付請求及び支払)

第8条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、海南省キャッシュレス決済

導入助成金交付請求書を市長に提出するものとする。

(実績報告及び交付確定の省略)

第9条 この助成金における実績報告の提出は、規則第12条ただし書きの規定により省略する。

(交付の制限)

第10条 助成金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(不正受給への対応)

第11条 市長は、助成金の受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の返還請求を行うものとする。

(1) 偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けたとき。

(2) 規則及びこの告示の規定に違反したとき。

(3) その他取消しが相当であると市長が認めたとき。

(様式)

第12条 この告示の施行に関し必要な様式は、別に定める。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和4年11月11日告示第170号)

この告示は、公布の日から施行する。